地域計画

- O ARTH				
策定年月日	令和7年3月31日			
更新年月日	令和一年一月一日			
	(第一回)			
目標年度	令和16年度			
市町村名 (市町村コード)	浜松市			
	22130			
地域名	浜名·北浜地区			
(地域内農業集落名)	(別紙1のとおり)			
Full-6 180, 15-25 5 10 1	\$EB, 15 1 1 - 14 - 15 - 15 - 15 - 15 - 15 -			

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	577.1 ha			
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積 577.1 ha			
② 田の面積 209.2 ha				
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む) 367.9 ha				
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	8.3 ha			
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	60.0 ha			
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計 32.9				
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0 ha			
(備者)				

(頒考)

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 - 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 - 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 - 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、 備考欄にその旨記載してください。
 - 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 - 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・浜名地区は台地畑地エリアと低地畑地エリア、低地水田エリアに分かれる。
- ・台地畑地エリアは比較的まとまっていて露地果樹(みかん)や茶園として利用されている。近年は茶園跡地を利用し て大規模担い手による露地畑作(ブロッコリー等)の利用が進んでいる。
- ・低地は集落混在地で、畑地エリアでは露地畑作(庭木苗)で利用されている。水田エリアも概ね集落混在地だが、-団の優良水田(内野地区水田、平口地区水田)では農地集積が進んでいるが耕作者ごとの耕作地は分散してしまって いる。
- ・北浜地区は低地畑地エリアと天竜川沿いの笠井地区まで続く水田エリアに分かれるが市街地に接していて全体的 に集落混在地となっている。地区南側水田は笠井地区にかけて水稲作の大規模担い手による農地集積が進んでい るが、耕作者ごとの耕作地は分散してしまっている。
- ・畑地と水田混在を解消し、まとまった畑地創設のため基盤整備事業と農地集積事業の一体実施による水田畑地化 (上善地地区)が進められている。
- ・天竜川沿いで砂利採取事業が多い。

【地域の基礎データ(R5.1担い手アンケート)】

- ・担い手農業者42名(69歳以下又は70歳以上後継者あり42名、70歳以上後継者なし0名)
- ・主な営農類型:水稲作7名、露地畑作11名、ハウス畑作3名、露地果樹9名、ハウス果樹1名、茶2名、花木3名、畜産3 名、その他3名

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)
・農協や大規模担い手により形成された作物産地の維持・発展を図る。(水稲、庭木、キャベツレタス、ブロッコリー等) ・担い手間の利用調整を進め、担い手ごとにほ場の集約化を図り、各々の耕作作業の効率化を図る。まとまったほ場 の確保により、将来的なドローン利用や作業の自動化などスマート農業の導入の可能性を高める。 ・担い手耕作地の集約化に支障となっている荒廃農地の再生利用を図る。
・畑地のリタイア時の耕作地やハウス等の農業施設の引継ぎ方法の確立、地域への周知浸透を図る。 ・一団の水田地では基盤整備事業等により、畦畔撤去や区画の均平化(レベル出し)等でほ場の大区画化を進め、効
率的な耕作作業ができるようにする。 ・砂利採取後の埋め戻し方法を確立し、跡地で適正耕作できるようにし、面積的にまとまったほ場として利用を図る。

2	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標							
	(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針							
	認定農業者等へ農地の集積を進める。担い手のリタイア時にはその耕作地を、他の担い手(同種作物を優先)に適切に継承する。集団農地では耕作地の交換等により、担い手ごとの耕作地の集約化(団地面積の拡大)を図る。							
	(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標							
	現状の集積率 38 % 将来の目標とする集積率 80 %							
	(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標							
	集団農地における担い手が利用する農地面積の団地数及び面積 ・内野地区水田82個所、平均20a(令和6年度時点) ・平口地区水田50個所、平均20a(令和6年度時点) →団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。(令和16年度) その他の地区においては拡大希望の担い手耕作地の隣接農地の農地集積を進める。							
3	農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置							
	(1)農用地の集積、集団化の取組							
	農業委員会(農業委員・推進委員)の農地利用最適化活動や農協、土地改良区による農地集積事業(定期的な貸出農地募集→利用調整の事業)により、担い手を中心に農地中間管理事業を活用した農地の利用集積を進める。集団農地では耕作地の集団化(集約化)のための耕作地交換を進める。 【農地集積・集約化の取組み】 ・農地集積事業実施地区(地区全体(水田)) ※定期的な貸出農地募集→利用調整、集団農地では集約のための耕							
	作地交換 (A) 開							
	(2)農地中間管理機構の活用方法 農地中間管理事業の農地利用の交換・集約機能を活用するため、 <u>まずは農地中間管理機構への貸付の拡大を図</u>							
	る。その後、農地中間管理事業の農地利用の交換・集約機能を活用し、担い手リタイア時の耕作地の適切な継承や、 担い手個々の耕作地の段階的な集約化(集団化)を図る。							
	(3)基盤整備事業への取組(○実施中 ●計画中)							
	〇基盤整備事業…上善地地区 区画整理、水田畑地化、農地集積(畑作)							
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組							
	現存の担い手による農地利用を優先しつつ、必要に応じて地域外から多様な経営体を募り、担い手として育成していく。農業委員会の農地利用最適化活動や、県、静岡県農業振興公社、農協等と連携し、相談から農地選定など切れ目ない支援に取り組んでいく。							
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組							
	水田において作業の効率化が期待できる作業は、農協の耕種部会会員への委託を進める。							
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)							
	□ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等							
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 ☑ ⑩その他							
	【選択した上記の取組内容】							
	⑤産地維持のための基盤整備事業等による果樹作の作業効率化の機運醸成 ⑩砂利採取後の埋め戻し方法のガイドライン確立							

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

	# W & I = 5 +	現状		10年後					
属性	農業を担う者			(目標年度:令和 16 年度)					
12 12	(氏名•名称)	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
		Dil 44 -	. / —— ДП. :	=	. TIES (181) =1	# 88 8	5 ∕- \		
		別秕2	2(巾伐)		振興認	*で閉〕	筧)		
			па	па		па	па		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	0経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する 集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は 「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
 - 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
 - 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
 - 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、 経営面積に含めてください。
 - 5: 備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。
- 5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名·名称)	作業内容	対象品目
1			
		□ 該当なし	

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

該当なし

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

(別紙1)

地域計画の地区	地区	農業集落名
浜名・北浜	浜名	小野口村・小松八幡
浜名・北浜	浜名	小野口村・本町
浜名・北浜	浜名	小野口村・尾島
浜名・北浜	浜名	小野口村・沖
浜名・北浜	浜名	小野口村・西向
浜名・北浜	浜名	小野口村・内野上
浜名・北浜	浜名	小野口村・内野西
浜名・北浜	浜名	小野口村・内野下
浜名・北浜	浜名	小野口村・内野小島
浜名・北浜	浜名	小野口村・富岡
浜名・北浜	浜名	小野口村・法師軒
浜名・北浜	浜名	小野口村・平口本村
浜名・北浜	浜名	小野口村・新田
浜名・北浜	浜名	小野口村・姥ケ谷
浜名・北浜	浜名	小野口村・南町
浜名・北浜	浜名	小野口村・西町
浜名・北浜	北浜	北浜村・横須賀東
浜名・北浜	北浜	北浜村・横須賀西
浜名・北浜	北浜	北浜村・中条北
浜名・北浜	北浜	北浜村・中条南
浜名・北浜	北浜	北浜村・寺島南
浜名・北浜	北浜	北浜村・寺島北
浜名・北浜	北浜	北浜村・寺島東
浜名・北浜	北浜	北浜村・高畑西
浜名・北浜	北浜	北浜村・高畑東
浜名・北浜	北浜	北浜村・東美薗南
浜名・北浜	北浜	北浜村・東美薗西
浜名・北浜	北浜	北浜村・東美薗東
浜名・北浜	北浜	北浜村・油一色
浜名・北浜	北浜	北浜村・西美薗大上
浜名・北浜	北浜	北浜村・西美薗中
浜名・北浜	北浜	北浜村・本沢合東
浜名・北浜	北浜	北浜村・本沢合西
浜名・北浜	北浜	北浜村・道本
浜名・北浜	北浜	北浜村・上小林
浜名・北浜	北浜	北浜村・下小林

浜名·北浜	北浜	北浜村・貴1上
浜名·北浜	北浜	竜池村・善地
浜名·北浜	北浜	竜池村・上善地
浜名·北浜	北浜	竜池村・永島
浜名·北浜	北浜	竜池村・八幡
浜名·北浜	北浜	竜池村·新堀
浜名·北浜	北浜	竜池村·高薗
浜名·北浜	北浜	竜池村・新野下八幡
浜名・北浜	北浜	竜池村・下高薗